

岡山県人権教育推進委員会第57回会議開催要項

日 時 令和8年6月2日（火）
15：00～17：00
場 所 ピュアリティまきび

会 議 次 第

1 開 会

2 「第4次岡山県人権教育推進プラン」見直しの依頼

3 令和8年度審議計画

4 議 事

（1）「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育の推進について
○令和7年度の実績

（2）「第4次岡山県人権教育推進プラン」見直しのための論点整理及び骨子案
について

5 その他

6 閉 会

岡山県人権教育推進委員会第57回会議のまとめ（概要）

日 時：令和8年6月2日（火）

15：00～17：00

場 所：ピュアリティまきび

1 開会

2 「第4次岡山県人権教育推進プラン」見直しの依頼

3 令和8年度審議計画

4 議事

（1）「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育の推進について

○令和7年度の実績

- ・事務局及び各幹事から資料に基づき説明

（委員）

事務局からの報告事項の1つ目、「経済6団体への要請」について質問したい。資料には就職差別や応募用紙等の適正化が挙げられているが、これらは同和教育の取組として数十年にわたり継続されてきた重要事項である。しかし、今回の資料では「女性」や「子ども」といった分野は明記されているものの、経済6団体に対して「同和問題の解決」という視点での要請がなされたのかが読み取れない。これは単なる記載漏れなのか、それとも要請内容から除外されているのか。具体的にどのような内容を要請したのか、特に同和問題解決に向けた文言が含まれていたのか、詳細を説明いただきたい。

（高校教育課長）

現在、手元に詳細な要請書資料を持ち合わせていないため、ここで明確な文言をお伝えすることができない。要請内容を確認した上で、改めて委員に説明の場を設けたい。

(2)「第4次岡山県人権教育推進プラン」見直しのための論点整理及び骨子案について

・事務局から資料に基づき説明

(委員)

教職を退いてからの5年間で、社会状況は大きく変化した。特に子供への性暴力問題は非常に深刻な関心事となっており、最近も痛ましい事件が発生している。「教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する法律」の制定や、今後施行予定の「こども性暴力防止法（日本版DBS）」など、国も対策に極めて注力している。これらは以前から潜在していた問題ではあるが、ようやく表に出てきた。次期プラン策定にあたり、学校や家庭での具体的な指針が必要となるが、教育委員会としてどのような方針を打ち出すのか。研修の対象を教職員だけでなく支援員等までどこまで広げるのかといった点も含め、この5年間の大きな変化としてプランに反映させるべきだと考える。

(事務局)

御指摘の通り、非常に重要な課題である。第6次指針には、性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」を推進していくことを明記している。これまでのプランでも暴力防止の取組は記載してきたが、国が3月末に教材の改定を行ったことも受け、学校現場での「生命の安全教育」を次期プランに強く盛り込んでいく方針である。

(委員)

「高齢者」の項目に関し、認知症の会の立場から発言する。現状と課題にある「認知症の尊厳と地域支援」という文言について、これは「認知症の尊厳」ではなく、「（認知症という状態にある）その方の尊厳」を指すべきではないか。このような表現のまま進んでいくと、理解が不十分になる恐れがある。また、65歳未満で発症する「若年性」という言葉についても、委員の皆様にご理解いただきたい。今後、これらを適切に修正する機会があるのか伺いたい。

(事務局)

本プランの作成開始時期の関係で、新しい法律やプラン、あるいは調査結果の反映が少し遅れている部分もある。指摘のあった箇所については、誤字脱字を含め次回までに適切に修正しておきたい。昨年も若年性認知症についてオレンジリング（認知症サポーター）に関連して回答したが、小学校現場等での養成も盛んに行われている。その中では決して高齢者だけではないという視点が重要であり、一つの「認知症」という課題として向き合う必要がある。国の第6次指針等も踏襲し、プランに反映させていきたい。

(委員)

ハンセン病の項目名が「ハンセン病問題」から「ハンセン病患者・元患者とその家族」に変更された点について伺いたい。なぜ変更したのかという理由に加え、このような書き方をすると、20年、30年後に対象者がいなくなった瞬間に、課題自体が消滅し「問題は解決した」と処理されるのではないかと非常に危惧している。女性、子供、障害者といった他の項目は、50年、100年経っても該当者が存在するが、今回の表現では、岡山県として後世にこの問題を継承していく価値が損なわれるのではないかと納得できないため、引き続き「ハンセン病問題」という項目名で扱ってほしい。呼称についてだが、「元患者」という表現には違和感がある。病気が完治したのであれば、本来は「回復した人（回復者）」と呼ぶのが適切である。もっとも、一般的には「患者・元患者」という呼び方が定着している実情もあり、どちらの表現を用いても差し支えないと考える。岡山県としては2つの療養所がある事実を重く受け止め、「ハンセン病問題」として提起し続け、後世に伝えていくべきである。

(事務局)

項目名については、閣議決定された国の第2次計画や第6次指針の表現に合わせて修正を行った経緯がある。しかし、委員指摘の通り「問題」という表現にすることで将来にわたり継承し続けられる面があるため、文言については再検討したい。呼称についても、知事部局の指針では「元患者」が使われているが、本プランでは従来「回復者」を使ってきた。県の指針に合わせるだけでなく、「回復者」という言葉に込められた尊厳や、これまでの資料との整合性も含めて、改めて再検討したい。

(委員)

小学校現場では、この5年でインターネット、AI、生命の安全教育、SOSの出し方教育、自殺予防教育など、対応すべき人権課題が急増しており、現場が追いついていないのが実情である。県からは丁寧な資料が提供されているが、必ずしも末端まで浸透しきっていない。次期プランでは、状況調査の結果を十分に活用し、現場の教職員が真に使いやすく、根付くような資料の提供をお願いしたい。

(事務局)

推進状況の確認と活用は、今回の改定で特に重視したい。岡山県が作成している小・中・高校別の自殺予防教育プログラムは、他都道府県からも問い合わせが来るほど充実したものだ。発達段階に応じた系統的な取組を、現場と共により推進していきたい。

(委員)

部活動の地域移行が進む中で、指導者と生徒の関係性における「スポーツハラスメント」が大きな問題となっている。プラン試案を拝読したが、スポーツという枠組みでのハラスメント対策が明確に示されていないように感じる。子供たちの間では、指導者によるいじめに近い言動への訴えが多く存在している。研修の充実という包括的な記述の中に埋没させるのではなく、スポーツ現場に特化したハラスメント対策を盛り込むことはできないか。

(保健体育課長)

部活動におけるハラスメントは重く受け止めている。プランの中に「スポーツハラスメント」として明記するかどうかは調整が必要だが、子供だけでなく成人のアスリートも含め、スポーツを通じた人権侵害を防ぐ取り組みは不可欠である。多角的な検討を行いたい。

(委員)

大学で留学生支援を担当している立場から、昨今の外国人を取り巻く風潮の変化について警鐘を鳴らしたい。岡山県内の具体例を挙げると、ムスリムの学生が県総合運動公園で自分の国の踊りの練習をしていた際、その動画を切り取って「公的施設で勝手にお祈りをしている、非常識だ」とSNSに投稿され、ヘイトコメントが殺到する事件があった。現在の差別は、特定の思想を持つ人だけでなく、情報の一部だけを鵜呑みにした一般市民が容易に加害者になり得る点に特徴がある。プランにある「偏見の解消」は正論だが、単に「差別はやめよう」と教えるだけでは不十分だ。なぜ自分と違う存在に恐怖や違和感を抱き、排除したくなるのか、という人間の「弱さ」を認めた上で話し合う教育が必要である。また、「外国人を支援する・される」という構図に固執すると、「なぜ外国人ばかり優遇されるのか」という反発を招く。支援の対象としてのみ描くのではなく、地域の一員として対等に輝ける社会を目指すべきだ。

(委員)

自分たちの弱さを認め、それを教育でどう克服するかという視点は非常に鋭く、新しい。プランの中にぜひ反映させていきたい。

(委員)

小さな地域でも外国人の住民が増えており、NPO等が「同じ生活者」として交流する場を作っている。人権教育というアプローチに留まらず、共に街づくりを行うコミュニティの一員として付き合う視点が重要だ。プランの「交流活動の促進」という項目を、より街づくりと直結した厚みのある記述にしていきたい。

(委員)

インターネットに関する記述について。現在のプラン案には、被害者にならないための留意点や周知は書かれているが、今の時代に最も重要な「情報の真偽を検証する力」についての記述が不足している。SNSでの情報拡散やディープフェイクの台頭を考慮し、情報をクリティカル（批判的）に分析し、安易に加担しないための教育をプランの柱に据えるべきだ。

(委員)

非常に重要な指摘だ。反映を検討してほしい。

(委員)

人権擁護委員として相談活動に携わっているが、2023年にLINEやチャットによる相談窓口が開始されてから、電話や手紙での相談は激減した。しかし、チャット相談には、全国的にみても、学校や家庭での悩み、そして「死にたい」という切実な声も多く寄せられている。一方で、プラン案には「24時間体制の電話相談」という従来の記述が残っている。自殺やいじめの未然防止を本気で進めるならば、電話だけでなく、今の子供たちが使いやすいデジタルツールの活用を第一義に考えるべきではないか。

(委員)

時代に合った相談のチャンネルを整備し、子供たちがアクセスしやすい環境を作ることが重要だ。

(委員)

外国人の子供たちにとって、小中学校の義務教育を終えた後に社会や高等教育へ移行する際、非常に高い壁が存在する。教科の中での理解に留まらず、地域での対等な関係作りが重要である。例えば高校生が日本語教室でボランティアを行い、若い外国人住民と「若者同士」として感覚を共有するような交流は非常に有効だ。「教える・教えられる」を越えた、地域での対等な繋がりをプランに盛り込んでいただきたい。

(委員)

国際理解を知識に留めず、実際の交流や行動に繋げる視点を反映させてほしい。

(委員)

性的マイノリティについて。性自認の違和感は3歳から5歳という極めて早い段階で始まることが多い。しかし、県の研修要綱を見ると、性に関する研修の対象に幼稚園が含まれていない。幼児教育の現場にこそ、適切な理解と啓発が必要である。研修の対象を広げ

るべきだ。また、小児がん等で療養中の子供やその保護者への人権的配慮も、今後重要な課題としてプランに含めるべきだと考える。

(委員)

研修対象の拡大について、検討を願いたい。

(委員)

女性の人権と格差の問題は依然として深刻だ。岡山の意識調査でも、家事・育児の労働負担は男性1に対し女性5という極端な格差がある。また、賃金格差も男性を100とすれば女性は75程度である。こうした現状が、教育機会の不足や人権の軽視と相まって、女性の県外流出という実害を生んでいる。プラン案には「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の解消が上手く整理されているが、問題はこれが「経営者層」に届いていないことだ。中小企業の経営者が変わらなければ、学校教育でどんなに意識を高めても、社会に出た瞬間に旧態依然とした壁に突き当たる。経済界のトップレベルまで啓発の裾野を広げるための文言を、一歩踏み込んで盛り込んでほしい。

(委員)

理念と現実のギャップを埋めるための施策が必要であることを認識する必要があると感じる。

(委員)

障害者分野において、「合理的配慮」という言葉をより強調していただきたい。合理的配慮の不提供が差別にあたることは法律で明記されているが、社会の理解はまだ不十分だ。また、障害を個人の欠陥とするのではなく社会の側の障壁とする「社会モデル」、さらに進んだ「人権モデル」という国連の概念も積極的に取り入れ、就労や教育の場面で位置付けるべきだ。

(委員)

各論の課題を解決するキーワードは「共生社会」である。県民一人ひとりが自分事として考え、主体的に行動できるよう、岡山県として「共生社会おかやま実現月間（または週間）」を創設してはどうか。広報やテレビCM等で「みんなで共生社会を作ろう」と集中的に投げかけることで、プランの内容を県民の意識にまで届かせる工夫をしていただきたい。

(委員)

丁寧に説明をいただき、大変ありがたい。また、見直しの流れについて異論はない。ただ、インターネットが人権課題の主戦場となる一方で、私は「オフライン（リアルな繋がりに）」の価値が再評価されるべきだと考える。先生や友人との何気ない対面での対話が、ネット情報の歪みを補完する重要な役割を果たす。そうなった場合、人口の少ない離島や過疎地域と都市部の学校との間で、教育機会の格差が生まれる可能性がある。デジタル化による効率性だけでなく、直接会って学ぶ機会の重要性を、地域格差への配慮を含めて検討してほしい。

(事務局)

デジタル社会における格差（デジタル・デバイド）については認識している。これまでオンライン上の対策に議論が集中し、オフラインの重要性についての議論が不足していた面がある。ご指摘の視点も踏まえ、検討していく。

(委員)

多方面にわたる貴重な意見をいただいた。時間は限られていたが、次期プランをより実効性のあるものにするための重要な視点が出揃ったと感じている。

(人権教育・生徒指導課長)

委員の皆様に深く感謝申し上げます。インターネットが大きな課題であるからこそ、相対的にリアルな人との繋がりや、多様性を認める交流が重要であるという指摘は、教育の根幹に関わるものである。私自身の専門である生徒指導の観点からも、人との繋がり goodness をいかに実感させるかが、これからの学校教育の鍵となる。本日いただいた意見をプランに反映させ、次回の委員会でさらに深めていきたい。